

議案第15号

第50回衆議院議員総選挙の投票所内氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について

第50回衆議院議員総選挙の投票所内氏名掲示の順序のくじの日時及び場所を次のとおりとする。

令和6年10月7日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増田 温美

日 時 令和6年10月15日（火） 午後6時

場 所 清須市役所北館 3階 （清須市須ヶ口1238番地）

【提案理由】

公職選挙法第175条第2項では、投票所内（期日前投票所含む）に公職の候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならないと規定しており、また同条第3項では、投票所内氏名掲示については市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示のあった日において（中略）（立候補の）届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序によると規定しています。よって、本市投票区における氏名掲示の順序を決めるためくじについての日時、場所をあらかじめ決めるものです。

なお、このくじについては、同条第7項の規定により立ち会うことができます。